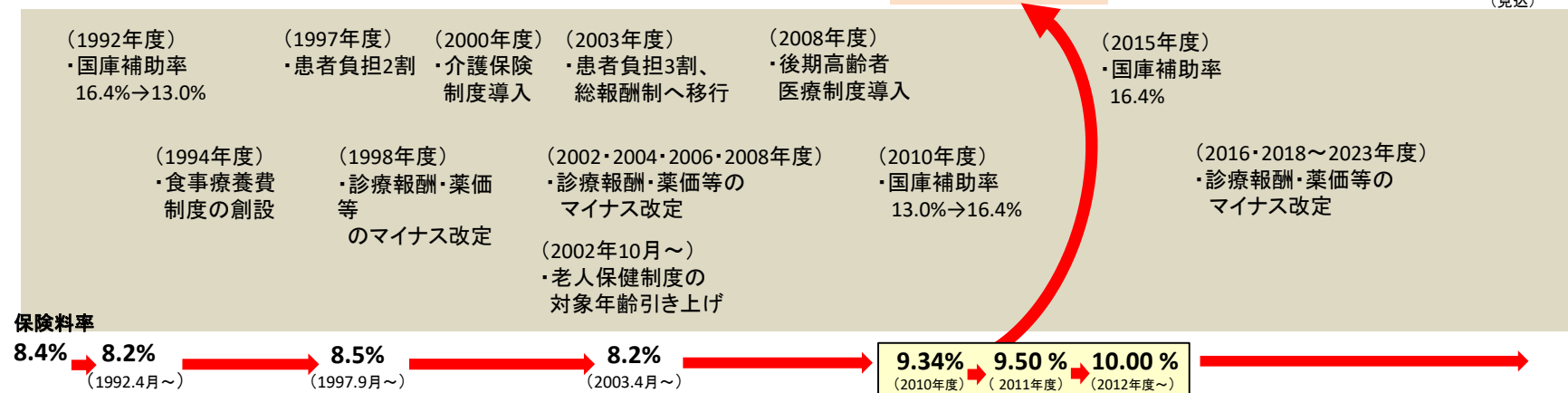
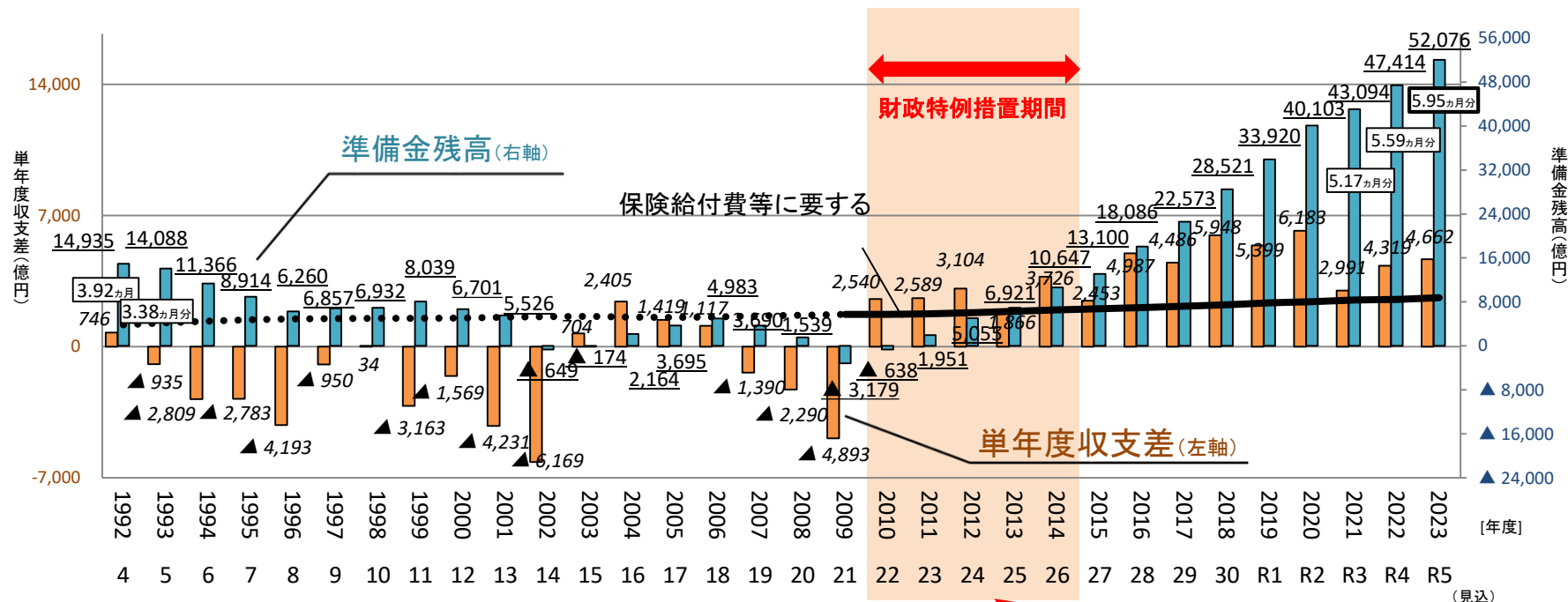


支部保険料率について

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)



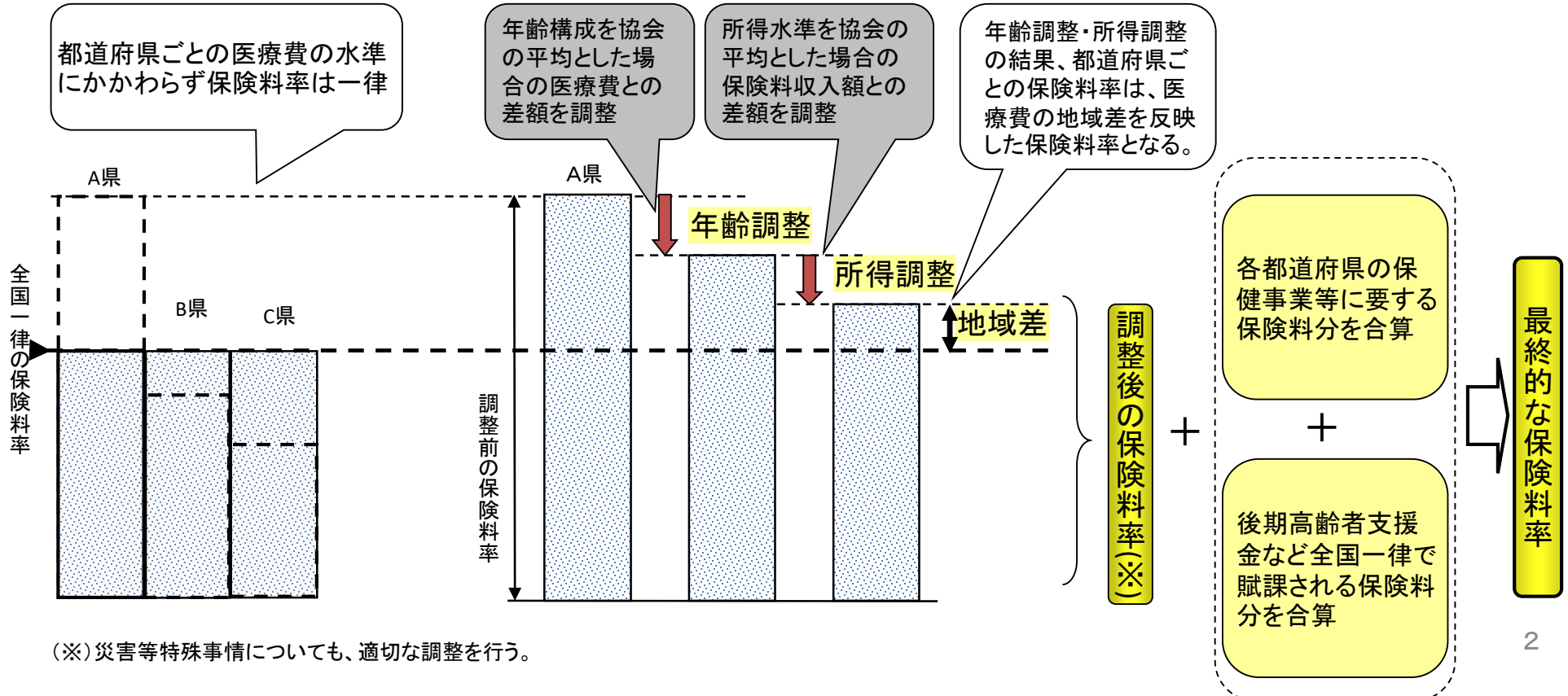
(注) 1. 1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2. 2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3. 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
 4. 2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



東京支部保険料率の推移

適用年月	東京支部 健康保険料率	前年度との差	健康保険 平均保険料率
令和2年度	9.87%	▲ 0.03%	10.00%
令和3年度	9.84%	▲ 0.03%	10.00%
令和4年度	9.81%	▲ 0.03%	10.00%
令和5年度	10.00%	0.19%	10.00%
令和6年度	9.98%	▲ 0.02%	10.00%